

Kの会 だより

第73号

発行 (株)中部人材育成センター Kの会事務局 岐阜市南鶉 4-47 加藤令子
 TEL 058-272-3872 FAX 058-276-2027 発行月 平成22年 11月
 HP <http://www.fuseya.co.jp> E-mail info@fuseya.co.jp



企業の存続と消費の活性化

毎年十月は地域別最低賃金県最賃の改定月です。(改定内容は本誌に掲載) 企業の多くがリーマンショック後の厳しい経営環境から、未だ脱していない現状や、グローバル化による製造原価の圧縮、販売価格の低下を考えると、最低賃金の切り上げに連動する人件費の増加は、企業活動をまた難しくすることと思

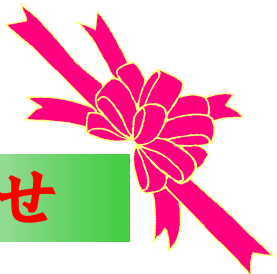
います。
 人件費は先進国並みに支払って、製品価格は中国や韓国並みに抑えないと競争に負けてしまふ、どうすればいいのかという企業の悲鳴が聞こえます。

最低賃金は世界の多くの国で定められていますが、日本の最低賃金は先進国並みとはいえないものの決して高いほうではありません。同一商品を購入することができる「購買力平均換算値」でヨーロッパ諸国と比較すると、日本の最低賃金の低さは著しいものがあります。

昨年の選挙で民主党はマニフェストに「最低賃金を全国平均で時給千円を目指す」という数値目標を明記し、低賃金労働の改善に向けた象徴的な政策と位置づけ、正社員と非正社員の均等待遇や派遣労働見直しなどと合わせ、改善に取り組む姿勢をアピールしましたが、これにはこうした背景もあるようです。確かに安定した雇用が消費を促進しそれが企業の活性化につながるわけですから、一定以上の賃金水準を多くの人が享受出来ることが重要です。

近年中国では、ホンダやトヨタの現地法人で賃上げを要求する大規模なストが起こるなど、賃金水準の切り上げが進んでいます。それでも今年三月、上海市資源社会保障局が決定した最低時給は九元、日本円にして百円にもなりません。韓国でも四千百十ウォン、三百円程度平成二十二年十月十三日現在の為替レートによるです。

この人件費が生み出す製品とコスト競争するのは至難の業です。企業の存続と消費の活性化、グローバル化が進展する現在社会において、我々日本の中小企業がこの命題を克服する方法はあるのでしょうか。



セミナー開催のお知らせ

日時 平成22年12月2日木曜日 午後2時～4時
場所 伏屋事務所 3階研修室
講師 志水社会保険労務士事務所 所長

志水 美和子 (しみず みわこ) 氏

テーマ **年金の仕組みを活かした上手な働き方と働かせ方**
 ～働く人の年金と退職後の年金の仕組み～

講演の楽しさ分かりやすさには定評のある、美人講師をお迎えして年金について分かりやすく解説します。詳しくはセミナー案内をご覧ください。

